

公共データWG（第4回）【具体化フェーズ②】 議事録

日時：2013年1月28日（月） 15:30～17:30

場所：経済産業省本館2階 西8共用会議室

出席者：國領顧問、川島座長、岩崎委員、神崎委員、菅野委員、坂下委員、庄司委員、高木委員、
武田委員、田代委員、野口委員、村上委員

事務方：中山審議官、三又情報政策課長、岡田情報プロジェクト室長、平本 CIO 補佐官、中井補佐

配布資料

資料1：議事次第

資料2：「Open DATA METI」サイトについて

資料3：電子行政オープンデータ実務者会議の取組状況

資料4：その他の取組状況

資料5：平成24年度公共データWG取りまとめ（案）

資料6：前回WGの議事録（案）

冒頭挨拶

（慶應義塾大学 國領顧問）

選挙が終わって雰囲気が変わったと感じるが、オープンデータの取組こそが基盤であるという思いで先を進めていきたいと考えている。

（佐賀県特別顧問 川島座長）

内閣官房の電子行政オープンデータ実務者会議（以下、「実務者会議」）においても、基本的には公共データをオープンにするということになっており、政府全体としてオープンデータ化の流れで動いている。また、自治体でも様々な動きがあり、先週は政令市を含む4市がイニシアティブを立ち上げた。庄司委員がリードしている Open Knowledge Foundation Japan（以下、「OKFJ」）という市民組織も立ち上がっており、社会全体がこの方向で軌を一にしている。本日も忌憚なき意見をいただきたい。

事務局からの説明（1）

事務局より資料2に基づき、Open DATA METI サイトについて説明。

フリーディスカッション（1）

（佐賀県特別顧問 川島座長）

自らのデータで試行的に進めるという取組は、府省全体で見ても Open DATA METI サイトが最初なので重要である。フリーディスカッションは25分あるので、今の説明に対する質問や意見をいただきたい。コンテンツについてはこれから増やしていくので、利用規約や利用条件の案について意見をいた

だければと思う。

(国際大学 庄司委員)

6 ページにある免責事項について、(イ)に「掲載情報について、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除、サービスの停止を行うことがあります。」と記述されているが、ウェブサイトから定期的にデータを取得してサービスを提供するような利用者としては、変更の予告やデータの移転先に関するお知らせくらいは欲しいだろう。掲載情報を変更する際の通知方法について、ポリシーがあると良いのではないか。変更や移転の情報をどこに掲示するかをあらかじめ決めてあると、利用者側としてはありがたい。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

免責事項の案は免責を強く意識した結果としてこういう記述になったと思うが、庄司委員の意見ももつともである。事務局は現時点でこの点について考えはあるか。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

データを保有する部署と調整できているわけではないが、ウェブサイトに更新情報等を書く欄を作り、変更等の情報を掲載するという努力はできると思う。改変や削除についての免責事項を置く一方で、その履歴については可能な限り書くこととしたい。

(国立情報学研究所 武田委員)

庄司委員から免責事項について非常に良いコメントがあったが、サイトの運営ポリシーをまとめて書く必要があるのではないか。ポリシーなので義務ではないが、「我々の方針を信じるのであれば、利用者側もこうして欲しい」と明示することは、情報を使う立場として重要である。「データの改変等についてはなるべく早く予告する」、「間違いを見つけた時はこうして欲しい」など、いくつかの項目をピックアップして明示し、利用者がこのポリシーに沿ってデータを利用するよう、働きかけをすべきである。

(MRI 村上委員)

経済産業省の復旧・復興支援制度データベースの API については、API を変更する際にはその内容を表示するようにしているが、利用者からは、API の変更に合わせてプログラムを修正するため、2 週間前には予告してほしいという意見が寄せられた。このような先行事例も参考にすると役立つだろう。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

責任関係を規定する免責事項と、Open DATA METI サイトの基本姿勢や性質などは、別々のものとしてどこかに掲載するというだけでよいか。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

両者は矛盾することではないので、免責事項を示しながらポリシーを置くことも可能である。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

村上委員の言うような教訓をうまく反映すべきと思う。

(慶應義塾大学 國領顧問)

パーマリンクのようにどこかから参照してデータを取得したいという場合、それは認められるのか。

(経済産業省 中井補佐)

リンクについては現時点で特段の記載をしていないが、基本的にはフリーで進めたい。パーマリンクとはどういうものか。

(慶應義塾大学 國領顧問)

パーマリンクというのは、ブログの記事のように記事単位で固定リンクを張ることで、どこかのウェブサイトから自動的にデータを取り込むことができる仕組みである。

(国立情報学研究所 武田委員)

12 ページにある通り、データ公開の第 5 段階は、LOD 化によりデータを外部から使えるようにする仕組みの提供を指している。今回のデータ公開では第 2 段階となっているが、このレベルでもデータカタログ上に各データの所在を URI として記述し、これが変更されたら参照される URI を変えるという形でデータセットを更新する努力が期待される。このメンテナンスについてもポリシーの一つになり得る話であり、利用者がそこにアクセスすることで常にデータを利用できるということの保証は、行政側が提供すべき基本的な機能である。

(MRI 村上委員)

Open DATA METI サイトでは改変禁止の CC ライセンスを利用しているが、現状では仕方ないものの、これではかなり使い勝手が悪いのではないか。改変と改竄を明確に分けて議論されていないように思われるので、改竄防止のために改変禁止を表示しているのであれば、他の方法を考えるべきである。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

白書に関しては改変禁止がついている一方で、統計のデータにはそれがついていないという使い分けになっているが、なぜそのような選択になっているのかを教えていただきたい。

著作権には難しい問題がかなりある。前回の WG での私の発言について、産総研の地質データに著作権がないかのように聞こえたという声が寄せられたが、それは個別の地質データに著作権あるか否かを判断するという趣旨の発言ではなかったので、誤解を招いたようであれば大変申し訳ないと思う。その点は置いておくとして、13 ページのデータを例にとると、データベースとして権利があるか否かは学者

の意見も分かれると思うが、「北海道の製造業の従業員数は 5931 人である」というのは事実であって著作権がないということには争いがない。このように、データの使い方によって権利の有無も変わってくる中で、CC ライセンスの制限する範囲が利用者から見えにくいのは問題である。著作権が及ばない利用方法であればライセンスの要件の対象にならないことについて、ウェブサイトで解説してはどうか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

村上委員から改変改竄について、野口委員から著作権がない部分に対する CC ライセンスの適用について意見があったが、経済産業省としてはどのように考えるか。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

白書には主義主張を入れている本文と一般的事実を書いているデータが入っているので、これを細分化した上で CC ライセンスを考えなければならないのだろう。ご指摘をいただきながら、データの性質に応じた CC ライセンスの振り方を改善していきたい。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

『経済産業省の白書から引用』と言いながら、実際の記述と異なる不正確なことを書かれるのは困る」という声もいただいているが、それが改変禁止をつけた主な理由なのか。それとも、省の方でより検討すべき課題があって本文の部分を改変禁止としたのか。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

基本的に前者である。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

前者だとすれば、対処方法はいくつかあり得る。欧米的な発想でオープンガバメントをやっている国のうち、イギリスでは独自のライセンスを作っており、その中に「利用者をミスリードするような使い方は禁止する」という条項が入っている。逆に CC を採用しているオーストラリア、ニュージーランド、ドイツの一部、米国のホワイトハウスなどは、「言論での歪曲については言論で対抗せよ」というスタンスを取っており、ライセンスで制限するのではなく、マーケットにおける反論によって対処するというやり方もあり得る。改竄への対処方法については、もう少し議論の余地があるのではないか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

現時点では、改変のおそれから慎重になっているというスタンスである。しかし、データが行政側の手を離れた後のリスクについて、利用者が判断することとするかは今後の議論が必要である。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

議論して結論を得れば、またこの場で報告する。

(MRI 村上委員)

著作権のないものは CC-BY、あるものは CC-BY-ND にしていると思われるが、統計データにも改竄のリスクがあるので、現在のやり方では著作権のない統計データでは改竄防止ができていない。改竄の防止については、CC ライセンスのつけ方とは別の手段をこの場で議論すべきである。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

著作権外の部分のデータ改竄に対する行政側の責任については、CC ライセンスでは解決できない領域になっている。指摘を踏まえて事務局で検討していただきたい。

(NTT データ 高木委員)

経済産業省の意思を表明した文章を改竄されたくないということは理解できる。利用者側でデータを自由に改変したいというのは数値データが中心だと思うが、白書の中にデータや数値が入っていてそれを使いたいという場合がある。そのデータや数値の基となる調査の結果が CC-BY で公開されており、それを経済産業省が分析した結果を CC-BY-ND とするというのがあれば納得できるが、元の調査が存在しない、白書のためだけに作られたデータをどうするかが問題である。対応の一つとして、データの公開方法を分けるというやり方が考えられる。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

その白書を作るためにアンケート調査をした、といったケースを想定すればよいか。

(NTT データ 高木委員)

その通りである。白書とアンケート結果が別々に公開されず、白書としてグラフが掲載されているというケースを想定していただきたい。白書というパッケージとして公開されているので、白書全体を改変禁止とすると勿体ないことになる。その場合、アンケート結果を切り出してデータの加工を認める一方で、白書については改変を禁止するというやり方があるのではないかと思う。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

著作権の有無で場合分けをして整理する必要がある。著作権者が他に存在し、それを引用しているというケースもあるので、それも整理が必要ではないか。

(MRI 村上委員)

外国語に訳して紹介するという場合も、改変禁止に該当してしまう。文章も CC-BY で検討すべきだと思う。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

著作権の対象か、CC-BY にすべきか、という仕分けにはコストがかかり、これを行政側と利用者側のどちらが負担するのかという問題がある。行政側はサイト上で判断の原則だけを示し、個別のデータについてはそれに則って利用者が判断するというやり方がある一方で、行政側が個々のデータにラベリングしていくというやり方も考えられる。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

行政側で著作権に関する分類について免責をし、利用者側の責任にすることか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

利用者側が判断責任を負うのか、行政側が判断を事前にラベリングするかによって整理の仕方が違うと思われる。この点について、他国ではどうなっているのか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

オーストラリアとニュージーランドでは、利用者の利用を制限するような知的財産権がないものは『権利なし』と明示することがガイドラインで推奨されている。しかし、色々なデータが一つの著作物に混ざっているものの方が実際には多いと想定されるので、一つ一つの数値には著作権がないが全体のまとまりとしては著作権がある、文章としては著作権があるがアイデアとしては著作権がないというように、利用の実態によって変わってくる面もある。行政側でラベリングをすると同時に、著作権が及ばない利用についてはライセンスが適用されないといった一般的な注記も行うべきである。いずれにしても利用者側の判断を避けて通れない局面はあるので、それを念頭に置いた対応が求められる。

(経済産業省 中山審議官)

この後事務局で引き続き検討することになるが、その前に認識を一致させておきたい。CC ライセンスにおける「改変」とは何を指すのか。翻訳、部分引用、抜き書き、異なる内容に改竄、というレベルがあると思うが、どこまでを禁止するというのが共通認識なのか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

日本語で“ND”は「改変」禁止とされているが、著作権法でいう「翻案」に該当するものを念頭に置いている。例えば、10枚のスライドから1枚を完全にコピーして取り出した場合、日本では部分複製であって翻案ではないという整理になると思うが、文脈なく一部分を取り出す場合も翻案であると解釈する国もある。日本法を前提に考えるのであれば、著作物の一部をそのままコピーするのであれば複製であって翻案ではないが、他の言語に変える、要約を作るといった場合は、内容の正確な翻訳・要約であっても、表現が変わっているという意味で改変に該当すると理解している。

(経済産業省 中井補佐)

合わせてお聞きしたいが、Excel の XLS 形式を XML 形式に変えることも改変になるのか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

技術的な部分の理解が不十分なので誤りがあるかもしれないが、フォーマットの変更によって表現内容が変わるのでなければ、複製の一種と考えられる。

(国立情報学研究所 武田委員)

データが入っていた場合であっても、著作権の対象は表現なので、それがどのような形式で書かれたかは問題にならないと思われる。

(IPA 田代委員)

読み上げソフトを利用する場合はどうなるのか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

表現を変えずに読み上げている場合は改変ではない。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

この議論を記録し、改変という概念がずれないようにしていただきたい。

(国立情報学研究所 武田委員)

今までは既存のデータに関する話であったが、今後、経済産業省がどのようなポリシーに基づいて白書やデータを作成するべきかということを考えていただきたい。既存のデータとは別の議論になってしまうかもしれないが、過去に遡るわけではないので、そちらの方は問題として簡単である。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

武田委員の意見は非常に重要である。省内ではなく第三者への委託で作っているものについては、受託者との権利関係で頭を悩ませるとい話をよく耳にする。オープンガバメントの動きとして翻訳等も認める形での公開を念頭に置き、受託者から許諾を受けることを重要な課題として前向きに考えていただければと思う。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

次期の白書を作成する際、委託契約を結ぶにあたってこの議論を踏まえていただければと思う。この議論は総務省でも同時並行で進んでおり、その成果を共有できればと思う。

(MRI 村上委員)

昨年の「ネットアクション」では、ヒアリング内容及び写真を CC-BY で公開することについて許諾をとったうえで取材を行っている。この例も参考になるのではないか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

民間の立場ではどうか。実際に情報を使う側として、あるいは自らの企業で情報を出していく中で気になることもあるのではないかな。

(三菱電機 菅野委員)

白書の中のグラフや加工された情報についてはニーズがあるので、本文とデータの分離や表ごとの分割も検討していただきたい。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

Open DATA METI サイトについては、いただいた指摘を我々で整理し検討したい。

事務局からの説明 (2)

事務局より資料 3・4 に基づき、電子行政オープンデータ実務者会議及びその他の取組状況について説明。

フリーディスカッション (2)

(佐賀県特別顧問 川島座長)

オープンデータそのものをテーマとしたアイデアボックスを2月1日から28日にかけて実施することで、多くの企業や国民から意見が上がってくることが望ましいが、ウェブサイトを設置するだけでは世間の注目を得られない。PRとしてどのようなことを考えているのか。

(経済産業省 中井補佐)

資料4の7ページに紹介されている「今後の関連イベント」には、我々の主催であるものや経済産業省として講演時間を貰っているものがあるので、それらのイベントの中で積極的にPRしていきたいと考えている。委員の方々の方々の力添えで宣伝をしていただくと大変ありがたい。本日傍聴にいらした皆様にも宣伝していただければと思う。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

私は来週の都道府県 CIO フォーラムで宣伝するので、皆さんも1つ以上お願いします。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

アイデアボックスの案内は始まっているのか。

(経済産業省 平本 CIO 補佐官)

案内サイトが設置された段階である。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

この取組は非常に重要である。需要側のリアルで精度の高いニーズが出てくる。

(国際大学 庄司委員)

資料4の7ページで”International Open Data Day”を取り上げていただいているので、OKFJの庄司として発言させていただく。世界的にオープンデータを使ったハッカソンを開催しようと呼びかけられているのが2月23日という日であり、国内でも様々な自治体と協力して実施する予定なので、ここを出されるアイデアを利用してはどうか。データやルールに関するニーズも出てくると思うので、そのニーズをアイデアボックスに登録するようOKFJとして誘導していきたいと思う。

しかし、アイデアボックスに寄せられた意見の扱いが「実務者会議での情報提供を行い今後の検討の基礎データとして活用してもらおう」ということでは、利用者側の書き込むモチベーションが上がらない。例えば「ニーズが多かったものについては担当部署に問い合わせる」「指摘された問題はこのWGで検討する」といった形で、もう一歩進んだ約束をすることが必要なのではないかと。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

意見の活用についてどこまで積極的に言えるかが問題である。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

ニーズを伝えるだけでは行政は動かない。規制改革会議のようなものであれば、規制担当部署と責任ある立場の部署が代わりに交渉している。経済産業省が他省と交渉できるかということはあるが、聞いただけ、伝えただけということ避けるのは重要である。

(国際大学 庄司委員)

ホワイトハウスのウェブサイトには、署名が一定数集めて請願を行うと政府が公式に回答するという制度があり、先日も「雇用対策のためにデス・スターを作してほしい」という請願にきちんと回答した。すべてのニーズに答える必要はないが、特に顕著なものや委員会で選んだものについて、答えていくことがオープンガバメント的だと思う。

(MRI 村上委員)

アイデアボックスは良い取組だと思う。世界に対する日本からの情報発信という意味でもこれは重要であり、内閣官房・総務省・経済産業省が合同で進めているというのは良いことなので、世界に向けてもっと発信していくべきである。International Open Data Dayにおいても、アイデアボックスの取り組み内容や成果について、英語で世界に向けて発信していただきたい。

(NTT データ 高木委員)

Open DATA METI サイトでデータが公開されるので、今後、開催される民間のイベントでも広く使ってもらうことが重要である。特に **International Open Data Day** には各自治体でイベントが行われるので、こういうデータがあるということを周知しても良いのではないかと思う。データを開いてみないと自治体のデータが入っているか分からないという難点はあるが、自治体ごとの統計データなど有用なデータも少なからず入っている。

質問だが、経済産業省ウェブサイトの棚卸結果をどうする予定なのか。

(経済産業省 中井補佐)

棚卸の結果については公開できるほどの整理がされていない。省内での調整も必要だが、Open DATA METI サイトのデータカタログに掲載するデータに関する意見を集めるための資料として使いたいと考えている。整理をした上で、ウェブサイト上に公開していきたい。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

棚卸リストに示されているデータはウェブサイトで既に公開されているが、一覧性がなく、一カ所で検索できないためにあまり活用されてこなかった。この状態が改善されていくことには非常に期待している。

ここから先は実現可能性の問題もあるが、現在公開されていないデータの中に、新たに公開することで大きな経済効果が生まれるといった価値の高いデータがないかということに対し、国民の関心は高いと思う。そういうものも取り組んでいただけるとありがたい。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

新規の部分についてはコストの面も踏まえ、一定のルールの下で実施できる可能性はあると思う。膨大なコストをかけて一部しか利用されなかったということになれば批判を受けることになるので、難しいトレードオフではある。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

既存のデータが公開されるだけでも、こういうデータがあるのではないかという推測ができる。その中でニーズが高いものをリクエストしてもらい、できるものから公開していくというやり方が考えられるのではないか。コストを安く、効率的に行う方法について知恵を絞っていただき、この棚卸リストを作るだけで終わらないようにしていただきたい。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

徐々に進める形でも良いので、そもそもデータが存在するかどうかについてラベリングをしていってはどうか。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

この棚卸結果は電子的に提供されているものだけであり、報告書ひとつをとっても紙でしか提供していないものが山ほどある。

(国立情報学研究所 武田委員)

紙ではなくデータに限った話だが、データを出してほしいといっても、データがあるか分からないということも含めて容易に出てこないという実態がある。今回の棚卸作業は、対象が経済産業省のウェブサイトで公開されている分であるため比較的調べやすかったと思うが、各部署に対して保有するデータを出すように言っても、よくわからないということが多いのではないか。

しかしデータである限りは何らかのシステムで運用されているはずであり、省内のシステムをリストアップすれば、経済産業省が保有しているデータの概要が見えてくると思われる。各部局が嫌がっても調達情報を見ればわかるので、調査することはできる。この調査をした上で、データを扱うシステムを新たに構築する際に「API を必ずつけること」といったオープンデータに親和性の高い項目を仕様とすれば、5年程度で全てのシステムが Open DATA METI 仕様に置き換わる。長期的なビジョンではそういうことも考えていただければと思う。

(JIPDEC 坂下委員)

Open DATA METI のα版サイトを拝見したが、本文の PDF とデータの Excel ファイルがまとめられている「A 案」と、分けられている「B 案」の2つの方法で白書が整理されている。このやり方は非常に良いと思う。

棚卸リストを見たところ、いくつか実証実験を伴う報告書があるようで、特に商務情報政策局は実証実験を多く行っていると思われるが、このデータを出していただきたい。例えばプローブ情報の実証実験では8000台程度のデータを取っているほか、RFID (Radio Frequency Identification : 電波による個人識別) タグの実証実験では人の流れのデータを取っていたものもあると思う。また、平成13年のGIS (Geographic Information System : 地理情報システム) 実証実験ではPOI (point of interest) 情報を作っている。個人情報が含まれる場合は加工する必要があるが、利用登録による事業者限定でも良いのでこのような実証実験のデータを出して貰えば、商品開発に使えるのではないか。PDFで報告書を読めることは確かに便利であり、棚卸リストのような形で一覧性をもってもらえるのはありがたいが、経済産業省の保有するデータを使えるというのであれば実証実験のデータなども出していただきたい。

(国際大学 庄司委員)

現在 PDF で出されているデータを使いやすい形に変えていくのであれば、更新頻度の情報がヒントになると考えられる。毎日、毎週、毎月といった頻度で更新されるデータは、いつ出てくるか分からない一回限りのデータよりは利用者が多いと思われるので、そういうものから利用しやすい形式で公開していくというやり方が良いだろう。

(トヨタ自動車 神崎委員)

棚卸作業でかなりのデータが出てきたが、経済産業省がこれに基づいてデータの整理をする際には、更新頻度や種類、形式などを基に、データそのもののニーズに沿って優先順位をつけて行うことが望ましいのではないか。経済産業省でニーズ調査を行うと思うので、その結果を利用してはどうか。

(日本商工会議所 岩崎委員)

事業者側としては、有益なデータを生データで出してもらえるとありがたい。

一方で、事業者は今まで「国がまとめる資料を作るため」としてアンケートに協力してきたが、「最後にはビジネスに使う」ということになったとき、従来通りに協力してくれるのかという懸念がある。最終的には事業者のためになるということをPRしないと、他社の利益のための協力はしたくないということになりうるのではないか。

(国立情報学研究所 武田委員)

岩崎委員の懸念について詳しく聞かせていただきたい。事業者が国からアンケート等の調査依頼を受けた場合、国のためであれば答えるということだが、詳細なデータは別として、調査結果が公開されることは前提になっているのではないか。また、利害が絡まない場合であっても、詳細なデータが出ることで他社を利するかもしれないという懸念が生じるのか。

(日本商工会議所 岩崎委員)

国の施策に協力するのであれば良いが、データが公開されることで最終的にどこかの企業のデータになってしまうとなると、調査に協力したいという気持ちが弱まるのではないか。

(国立情報学研究所 武田委員)

国が調査を実施することと、そのデータが広く国民等に使われることは、同じように公共と考えられるのではないか。必ずしもそうは思っただけでないということか。民間で調査を行うとその調査会社にデータが囲い込まれるため、一企業を利することになるが、国などの公共的な団体が調査を行えば、公共データは広く公開される。それではモチベーションにならないのか。

(日本商工会議所 岩崎委員)

今までの調査を考えた時、国のクレジットが入っていると事業者の協力を得やすい一方で、民間の企業等が単独で行う調査ではあまり協力を得られないという実態がある。今までは公共データの目的外利用が行われてこなかったもので、確実なことは言えない。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

坂下委員の事業でも検討いただいているが、行政側としても目的外使用がどこまで認められるかということが良くわかっていない。特定の行政遂行のための調査結果をオープンデータによって公共の用に供するとき、それが違う目的で利用されることは大いにあり得ることで、当然ビジネスに利用されるこ

とも考えられる。目的外で利用されるのであれば協力したくない、ということもあり得るのではないか。

(国立情報学研究所 武田委員)

今後の調査を行う際には、「この結果はデータとして公開されます」と明示するべきである。データによっては公開できないものもあるが、当初から公開を予定している調査であれば、目的外利用の規定を外してしまうべきである。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

例えば統計などは皆さんに利用していただくためのデータなので、これは誰がどのような目的で利用しても問題ない。しかし、調査研究では、調査の目的や中身によっては、目的外使用にあたるものもあるのではないか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

このテーマは非常に深い話である。何が原則なのかということにもよると思うが、調達や実証実験の契約書に「これはこの実証実験限りのデータの利用とします」「調査の結果は公開しません」と書かれていれば公開できないし、公開することが前提になっていても、当事者の意思がどうなっていたかというところまで細かく考えると微妙な例もあると思う。その一方で、「こういう目的でのみ利用します」と書かれていない場合であっても制約があるのかということには、厳密な法律論をすれば議論の余地がありうるであろう。契約書に書いていないから合意がなかったということではないが、政府が持っている利用価値の高いデータを国民に還元することで経済活性化を図るというオープンデータの理念があるので、調査目的に反しないのであればデータを出していくという政策判断の余地もあるのではないか。具体的なものを見ずに一般論で言うことはできないが、調査協力者と二次利用者の双方のニーズを踏まえた判断が必要である。

(JIPDEC 坂下委員)

資料4の2・3ページについて、「抽出データの一例」というものがあるが、国が持っている情報よりも自治体が持っている情報の方がニーズが高いものが多いので、自治体の情報をどこまで出せるかということは重要である。専任の担当者がデータを公開しているという自治体もあるが、それは約1,800ある自治体のうちの数か所にすぎず、ほとんどの自治体ではデータの公開まで至っていない。

資料では路外駐車場の設置、バス路線、道路工事という3つの例が示されているが、バス路線情報以外は法律に準じて取っているデータである。法律にはそれぞれ目的が規定されているため、この調査では、ヒアリングした自治体の多くが「データを公開したいが、目的外利用にあたり出せない」と回答している。例えば、実務者会議において、電子行政オープンデータ戦略に基づいて一律のルールを作って公開を促す方が早いのではないか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

個別法にデータを公開することに関する明快な手続規定はあるのか。

(JIPDEC 坂下委員)

「閲覧」「公開」という書き方はあるが、公開というのは情報公開を指しているので、これを基にデータで公開してしまった場合に、何か問題が出ると困るという意見があった。一方で、複数の自治体では「出してから考える」という姿勢でデータを公開しているところもあった。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

国の法律を地方自治体が遵守しているためにデータのオープン化が進まないのであれば、このWGでの議論を実務者会議に上げていくべきである。具体的な手続にどの部分について改善が必要であるという定義が必要である。

(JIPDEC 坂下委員)

道路台帳は閲覧の義務付けがあるので閲覧はできるが、データとして利用できるかと規定しているわけではない。一方で道路占有許可申請書には法律の規定がないので、公開しても問題ないという考え方がある。使いたいデータがある場合のルールを特別に立てるのか、現行のガイドラインや指針で読み込んでしまうのかという選択肢が考えられる。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

閲覧は法令上で認められているが公開については何も書かれていないという場合、原則として公開できないという解釈をしているようだが、明示的な許諾以外の使い方をしてはならないということは法律に定められているのか。

(JIPDEC 坂下委員)

データを公開すること、又はそれを利用することを明示的に書いているものは見当たらない。行政執行官は法律に基づいて事務を執行するので、法律に明記してくればやれるということはないか。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

その点は白紙である可能性があるため、法律改正が必要かという問題はあるが、「法律に反することなくデータを出せる」という指示がなければ怖くて公開できないということかもしれない。この点については別に議論をしたい。

(慶應義塾大学 國領顧問)

行政財産の目的外使用は地方自治法の問題ではないのか。また、目的外使用の許諾は個別に行わなければならないのか。それとも包括的に許諾できるのか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

それは国でも自治体でも同様で、行政財産になった途端に無償では提供できなくなる。ただし財産法上の財産の範囲や対価の設定については、国も自治体も曖昧である。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

地図などはそれに該当する。国有財産台帳や公有財産台帳に載っていると、きちんと許諾を取らなければならない。ただし、財産台帳に載っているデータはほとんどない。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

先ほどの公開の論点と行政財産の話とは若干違う論点ではないか。

(JIPDEC 坂下委員)

例えば国土交通省が平成 22 年に作成した「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」の対象になっている地図データについては、台帳に記載している自治体が多い。台帳に記載されると今度は財産法が盾となり、議会の承認を得なければ公開できないということになってしまう例もある。

(慶應義塾大学 國領顧問)

財産台帳に載っていないければ財産でないのだから、そう決めれば良いのではないか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

そのことも含めて、坂下委員には調査結果をこの WG で報告していただきたい。

基本的なビジネスルーチンの中でデータが公開されるという流れを作るべきである。以前の職場の文書管理システムでは、決裁があるステップまで行くと「公開する・しない」という枝分かれルーチンがあり、別々のストレージに文書が整理されるようになっていた。そのような仕組みにすれば、オープン化すること自体が付加的な手間でなくなる。そこまでやらなければ定着せず、当たり前のオープン化にはならないと感じる。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

委託などの調査も電子的にやり取りしており、ファイルもサーバに保存しているので、その中で自動的に処理されるようにするという事は考えられる

(佐賀県特別顧問 川島座長)

最終的に成果物を格納すると同時にオープンにすることが理想的である。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

省内の LAN システムに組み込む必要があるだろう。

事務局からの説明（3）

事務局より資料 5 に基づき、平成 24 年度公共データ WG 取りまとめ案について説明。

フリーディスカッション（2）

（佐賀県特別顧問 川島座長）

データ開放指針というのは非常に魅力的な言葉である。今年度の WG の最終成果として項目が足りているか、項目の具体的な内容について議論をいただきたい。DATA METI 構想と具体的なパイロットプロジェクトがあるので、データに基づく議論は先進的なものが出てくると思う。

（国立情報学研究所 武田委員）

今後の課題として、継続的にデータを公開していく仕組みを追加していただきたい。

（佐賀県特別顧問 川島座長）

それは経済産業省としてか。それとも全省庁的にやるべきという話か。

（国立情報学研究所 武田委員）

どちらもあり得ると思うが、経済産業省であればより具体的な指針や方針を立てられると思う。政府全体としては提言という形になるのではないか。

（トヨタ自動車 神崎委員）

公開の手续や改変の定義や範囲は経済産業省だけでなく全体にかかわる話だが、経済産業省で事例やノウハウをまとめるなかで問題が出てくると思う。それを実務者会議に上げることになるのか報告書にまとめることになるのかは分からないが、経済産業省にとどまらず政府共通で取り組むべき課題を明らかにする形で報告書をまとめていただきたい。公開手続についても各省で格差があっては利用者にとって使いづらいので、完全に足並みを揃えることは難しいが、最低限の方針やルールを誰かが発信する必要があると思う。経済産業省や総務省がそういうことをやると政府全体に響いていくと思うので、そういう報告書のまとめ方をしていただきたい。

（佐賀県特別顧問 川島座長）

実務者会議には盛り込んでいく。経済産業省としても方針を出すか。

（経済産業省 岡田情報プロジェクト室長）

経済産業省としてもまとめるし、実務者会議にも報告していく。

（MRI 村上委員）

まとめ方は基本的にこの構成で良いとおもうが、冒頭に「データを公開することで世の中がこう変わる」という大きな話があればインパクトがあると思う。日頃から川島座長が話している「公共イノベーション」など、かなり大きな取組をしているという文章があるといいだろう。

もう一点、著作権について述べさせていただく。著作権法は小説や音楽などの創作物を作る人の権利を守り、創作活動を阻害させないことがそもそもの原点であるが、現在は行政関係の情報も含めて作成と同時に著作権が発生するという事になっている。公共データのほとんどは創作活動ではないと思われるので、著作権は自動的に発生するが行使しない、放棄するという事を基本とすべきであり、著作権があることは議論の前提におかない方が良いでしょう。ただし、行政財産の問題は出てくるので、それは明確にクリアしておくが必要になる。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

報告書を取りまとめる際、ビジョンとして「政府はこういう認識でオープンデータに取り組むべきだ」ということを書くということか。

(MRI 村上委員)

そういう意見もあるということを示していただければと思う。

(慶應義塾大学 國領顧問)

実務者会議ではそのような哲学は打ち出すのか。我々で打ち出して良いならやってしまいたい。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

実務者会議は、オープン化を進める中で事例を参照しながら著作権法等の障害を乗り越えていこうという姿勢である。データをオープンにするという基本的なビジョンの下で、各論に入っている。

(慶應義塾大学 國領顧問)

このWGではクリエイティブ・コモンズ等を強く意識しており、我々は「著作権はあるがオープンにする」という議論で進めてきた。それは強いメッセージになるので、実務者会議で言わないのであれば我々で言ってしまうのではないかな。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

この点は実務者会議のルール・普及WGでも議論になっているので、提言することは重要である。

村上委員から指摘があった通り、社会全体の基本的な知識の流れを円滑にするということが、これからの知識社会の基盤になるというメッセージを最初に出したい。國領顧問の知恵も拝借しながらまとめていきたいと思う。

(国際大学 庄司委員)

Open DATA METI サイトを作るにあたって、活用パートナーズというものが作られるのは良いことだと思っている。前回の高木委員の説明において、英国では分野別のユーザーグループを作ってニーズを発掘しているという事例の紹介があったが、これはそういうものにあたる。実務者会議に対して全分野で統一の基準を示していくことは難しいので、分野別のユーザーグループをオープンに作っていくことは今後進めるうえで重要な点である。ただし、既存の業界関係者に呼び掛けるだけにとどまってしまうように、オープンな形で立ち上げられる必要がある。活用パートナーズを運営していく中で蓄積される課題や経験を実務者会議に上げていくと良いのではないか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

分野別のグループを作るときのリーダーシップを誰がとるべきだと考えるか。行政がそれを担うと、予算や政策の変動で継続性の問題があるので、外側に置いた方がいいのではないか。庄司委員は OKFJ の代表としてどう考えるか。

(国際大学 庄司委員)

政府の外側で自律的に様々な切り口ができていくことが望ましい。地理情報、福祉、教育といったジャンルでも良いし、お金の使い道という横断的なグループができていいかもしれない。色々な観点から作っていくという意味では、民間で自由に立ち上げていく方が良いだろう。その民間の動きを促していくという意味では、分野別で政府がミーティングを主催するなど、色々なやり方があると思う。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

取りまとめ骨子案ということだが、アウトプットは報告書のようなものになるのか。

(経済産業省 岡田情報プロジェクト室長)

その通りである。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

事務局でたたき台を作り、この場で議論するということと理解した。

村上委員の指摘するような論点もあるが、新しすぎて答えが出せない論点も非常に沢山ある。その中には政策的な方向性を基に結論が出るものもあるので、目指す志や哲学の重要性が高くなる。そのあたりを冒頭に盛り込んでいただければと思う。

(MRI 村上委員)

アウトプットが報告書という話なので、ケーススタディとしてこの報告書を CC-BY で出すという前提で資料集めや処理をしてはどうか。例えば川島座長が何かを書くとすれば、川島座長との間でどのような契約をしておけば CC-BY がつけられるか、アンケート結果をどうするかといったことは、かなり良いケーススタディになるのではないか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

拒みようのない提案だと思うが、それで宜しいか。

(慶應義塾大学 國領顧問)

了解した。

(国立情報学研究所 武田委員)

上げられた問題点をオープンイシューとして列挙することも行っていただければと思う。結論が得られたような書き方ではなく、「考えても分からなかったが、解決しなければならない」という課題のリストを入れ、次の検討に託すのも良いのではないか。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

クリエイティブ・コモンズを使っていくというのは良いが、クリエイティブ・コモンズ自体は国際的な標準であって日本だけでコントロールできる団体ではないので、そのガバナンスに対して一定の参加・発言を行い、最新のイシューを共有することが重要ではないか。世界のガバナンスと日本の動きが調和するようなフックを掛けておかなければ、日本だけが違う状況に陥るということになりかねない。

(森・濱田松本法律事務所 野口委員)

現在、クリエイティブ・コモンズではライセンスのバージョンアップを議論しているところで、これはオープンガバメントを進める上で、現行の CC ライセンスでは使いづらいという声がヨーロッパから上がっているためである。今は v 4. 0 の第二ドラフトが公開されているところで、当初の予定では昨年末でファイナライズする予定だったが、スケジュールが遅れている。クリエイティブ・コモンズの本部に対しては、私と渡辺智暁氏 (GLOCOM) を通じ、我々が認識している日本の現状や課題を非公式にインプットしているので、今後も意見が出してもらえればそれらもインプットしていく。

一方で CC ライセンスはオープンガバメントのみに使われるものではなく、広い芸術・文化活動や教育などの様々な文化に使われているので、このプロジェクトに特化した内容にすることは難しく、そうすべきではない。しかし、それでもトータルで検討した結果、CC ライセンスを使っている国もある。公共データ以外のオープンデータも沢山あるので、それらとのシナジーを狙って CC ライセンスを採用するのか、そうではなくオープンガバメントに特化したものにするのか、両方にメリットとデメリットがある。

(佐賀県特別顧問 川島座長)

クリエイティブ・コモンズとは引き続き野口委員と渡辺氏を中心につながっていく、クリエイティブ・コモンズは組織としても維持されていくということで理解した。

結びの挨拶

(経済産業省 中山審議官)

活発なご議論に感謝を申し上げたい。

報告書をまとめる際には、「政府が作成するデータはそもそもオープンであるべきである」という価値観をメッセージとして示すことが非常に重要である。また白書や報告書については、提供するという前提で情報を作っていくということが重要で、仕事のやり方そのものにも大きな影響を与えるのではないかと思う。

Open DATA METI という手法実験では、データの棚卸やカタログ化、CCの採用といったことを試行する中で、公開するデータにPDFが多い、タイトルが判りづらいといった課題が分かってくるので、改善していくための参考になるのではないか。

我々は諸外国の事例を勉強しながら取組を進めているが、日本は世界においてひどく遅れているわけではなく、トップグループの後ろの方にいるくらいと認識している。今後は日本の取組を勉強する国が出てくるということを意識しながら、諸外国に学ばれるという形で国際貢献するという認識を持つべきではないかと思う。

また、報告書というものは作成した途端に使われなくなるものが圧倒的に多いが、このWGの報告書がオープン化を通じて「使われる報告書」になることを期待したい。

—以上—